

低公害車普及促進対策費補助金について

全国で⁽¹⁾、CNGバス・トラック等の低公害車を一定台数導入するバス・トラック事業者等に対し、地方公共団体等と協調して低公害車の導入に要する経費の一部を補助する⁽²⁾とともに、CNG車普及促進モデル事業のモデル地域の指定に向け取り組んでいる協議会等に対し、CNG車試行運行実験事業に係る経費の一部を補助する⁽²⁾。

1. 補助対象地域 全国

2. 補助対象事業

(1) 低公害車の導入

①補助対象車両、補助対象事業者、補助金の額

補助対象車両	CNGバス 優良ハイブリッドバス	CNGトラック 優良ハイブリッドトラック	使用過程になるディーゼルのCNGバス及びCNGトラックへの改造
補助対象事業者	一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、自動車リース事業者その他これらに準ずるものとして大臣が認定した者		
補助金の額	車両本体価格の1/4以内 ただし、通常車両価格との差額の1/2を限度とする。		CNG自動車への改造費の1/3以内

※ バスについては乗車定員11人以上、トラックについては車両総重量3.5トン超（CNGトラックは2.5トン超）のものに限る。

※ 優良ハイブリッドバス（トラック）とは、新長期規制における基準値より窒素酸化物の排出量が10%以上、粒子状物質の排出量が50%以上低減されたハイブリッドバス（トラック）をいう。

②一定台数の導入 バス：単年度2台以上（補助事業者単位） トラック：単年度3台以上（ " ）

※以下の場合、対象外。

- (i) グリーン経営認証制度に基づく認証等を取得している資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の補助対象事業者による申請の場合
- (ii) CNG車普及促進計画に基づく低公害車の導入事業に係る（CNG車普及促進モデル事業に基づく）補助金の交付申請の場合

③地方公共団体等 都道府県、市町村（東京都特別区を含む）、バス協会、トラック協会等

(2) CNG車試行運行実験

①補助対象経費、補助対象事業者、補助金の額

補助対象経費	CNGバス及びトラックのリース	CNG車普及促進に資する調査	CNG車普及促進の啓発活動	協議会の運営
補助対象事業者	一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者その他これらに準ずる者のうち、国土交通大臣が認定した者	地方公共団体、CNG車普及促進モデル事業に基づくモデル地域の指定に向けた協議会（以下、「協議会」という。）のうち、国土交通大臣が認定した者		
補助金の額	補助対象経費の1/2以内			

※補助対象事業者について、以下に該当する者を対象とする。

- (i) 協議会が設置されている地域において、補助対象事業を実施する者であること。
- (ii) 協議会において合意した事業計画に基づく補助対象事業を実施する者であること。
- (iii) 事業開始時に事業実施地域において、過去3年間CNG車の新車新規登録をしていない者、若しくは、既に使用しているCNG車と最大積載量又は車体の形状の異なるCNG車を使用して事業を実施する者であること。（リースのみ）

②補助対象期間 最大1年間